

栃木労働局「今月(5月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ
> 今月のおすすめ情報



栃木労働局の
公式SNS↓



①令和8年4月1日から、女性活躍推進法が改正

○**女性活躍推進法の改正**により、これまで従業員301人以上の企業に公表が義務付けられていた「**男女間賃金差異**」について、**101人以上の企業に公表義務を拡大**するとともに、新たに「**女性管理職比率**」についても**101人以上の企業に公表を義務付けます**（以下の表を参照）。

○公表の際は、厚生労働省が運営する「**女性の活躍推進企業データベース**」が最も適切です。



情報公表の必須項目の拡大



企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び 女性管理職比率 に加えて、2項目以上（※1から1項目以上、※2から1項目以上を選択）を公表（合計4項目以上）
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び 女性管理職比率 に加えて、1項目以上（※1と※2のうちから1項目以上を選択）を公表（合計3項目以上）

「女性労働者に対する職業生活に関する 機会の提供」
<ul style="list-style-type: none"> 採用した労働者に占める女性労働者の割合 男女別の採用における競争倍率 労働者に占める女性労働者の割合 係長級にある者に占める女性労働者の割合 役員に占める女性の割合 男女別の職種又は雇用形態の転換実績 男女別の再雇用又は中途採用の実績

「職業生活と家庭生活との両立に資する 雇用環境の整備」
<ul style="list-style-type: none"> 男女の平均継続勤務年数の差異 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 男女別の育児休業取得率 労働者の一月当たりの平均残業時間 雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間 有給休暇取得率 雇用管理区分ごとの有給休暇取得率

【問合せ】栃木労働局 雇用環境・均等室 TEL : 028-633-2795



②職場における熱中症を防止しましょう！

いつもと違う、熱中症を疑わせる症状の者を見かけた場合、直ちに119番し、救急車が到着するまでに、身体冷却してください。

職場においても、熱中症は発生しており、全国的には、死亡事例も跡を絶ちません。一昨年には、県内でも熱中症による死亡災害が発生しています。

職場における熱中症を防止するため、作業当日のWBGT値（暑さ指数）を把握した上で、作業開始前に労働者の健康状態を把握し、水分・塩分・休憩をこまめに取らせましょう。



③ 雇用保険料率が引き下げとなります！

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります。）。
- 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

令和8年度(2026年度)雇用保険料率のご案内

令和8年度(2026年度)の雇用保険料率は、令和7年度(2025年度)に比べて、失業等給付等の保険料率（労働者負担・事業主負担）がそれぞれ5/1,000に変更となります。また、雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

事業種別	労働者負担	事業主負担	合計
農林水産・清酒製造の事業	5/1,000	5/1,000	10/1,000
建設の事業	6/1,000	4.5/1,000	10.5/1,000
その他の事業	5/1,000	3.5/1,000	8.5/1,000

※ 雇用保険料率は、令和8年度(2026年度)から令和9年度(2027年度)まで適用されます。



④ 5月は労働保険電子申請利用促進月間です！

- いつでもどこでも手続き可能！

労働局などの窓口に出向かず、待ち時間がなく、24時間365日、自宅やオフィスから申請や届出ができます。

- 簡単・スピーディに申請！

申請書類への記入もデータでスピーディに処理でき、毎年提出する年度更新申告なら、前年度の情報を取り込めるので、変更や修正だけ。入力チェック機能等で記入漏れ等も防げます。

- ムダな時間やコストも削減！

用紙の入手が不要。内容により複数の手続きをまとめて申請でき、申請のための移動費・人件費などコストを削減できます。

- あわせて便利な口座振替をご利用ください！

口座振替のメリットは、保険料納付のために金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されること、納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなること、法定納期限から保険料の引き落とし日までに最大約2カ月ゆとりがあること等があります。

* なお、資本金が1億円を超える法人等は、その全ての事業場について、電子申請での申告が法令で義務付けられており、今年度（令和8年度）の年度更新から、紙の申告書の送付がなくなり、原則として、従来の紙の申告書を用いた申告はできなくなりますので、電子申請のご利用をお願いします。



⑤ 「賃上げ」支援助成金パッケージをご活用ください！

- 賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています、ご活用ください。

***賃上げ支援助成金パッケージ:**生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。

***働き方改革推進支援センター相談窓口:**中小企業における労働環境整備、例えば、賃金規程の見直しや業務改善助成金をはじめとする労働関係助成の活用などの相談対応。

働き方改革推進支援センターについてはこちら



[問合せ] 栃木働き方改革推進支援センター ☎0120-800-590

⑥ 最低工賃(電気機械器具製造業)が改正されました！(令和8年4月20日発効)

栃木県電気機械器具製造業の最低工賃について、下記表における金額に改正発効されました。なお、栃木県電気機械器具製造業の最低工賃は、栃木県内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者に適用されます。詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（電話：028-634-9109）、または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

電気機械器具製造業の業務工程解説図

品目	工程	規格	金額
コネクター	差し（電線の端末に取付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）	リード線について行うもの	1ピンにつき 57銭 (改正前 51銭)

